

津野町では、毎年「じいろ園」の5歳児と中央小学校4年生を対象としたアユの放流体験を実施しています。

「じいろ園」の5歳児が5月11日、アユを放流しました。

漁協組合の方の話聞き、一人一人バケツにアユの稚魚を入れてもらいました。子どもたちはバケツをのぞきこみ「動くのがはやいで〜」「こっちは小さいき、あかちゃん？」とアユの様子にとても興味を持っていました。

その後、苦戦ながらも、小さな手で一生懸命にアユをつかみ放流しました。水の冷たさや服が濡れることも気にせず、川に放した

## 認定こども園にじいろ園 アユの放流体験



姉妹まちからの  
お便り



アユに「げんきでねえ〜」と手を振ったり、アユの行方をじっと見守っている姿が見られました。

## ● 歯の健康について ●

### いつまでも自分の歯を大切に

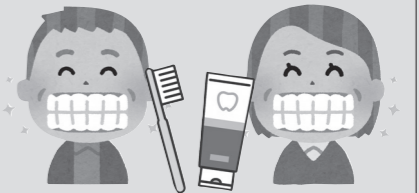
日本人の40歳以上の約8割が、歯周病にかかっているといわれています。歯周病は磨き残しなどにより、歯と歯ぐきの隙間から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨を溶かしてしまう病気です。また、肺炎や糖尿病など全身の病気にも影響することが分かっています。

歯周病は虫歯と異なり、痛みが出ないことの方が多いですが、気付かないうちに進行して歯ぐきから出血します。重症の場合は、歯が自然に抜け落ちることもあります。歯を失う原因のほとんどは、歯周病もしくは虫歯によるものです。

そのため、日ごろから定期的に歯科医院を受診して、歯科疾患のチェックや口腔内の清掃を受けることが大切です。町では、今年度から妊婦の方および40・50・60・70・75歳以上の方を対象に、無料で歯科検診が受けられる事業を実施します。対象の方には個別にご案内します。

国では、80歳で20本以上の歯を保つことを目的とする「8020運動」を推進しています。

訓子府町の高齢者（75～84歳）で自分の歯を20本以上有する方の割合は41.8%です。（全道平均：40.0%）  
※令和元年度訓子府町特定健診受診者データより



## すこやかに 育ってください

ひかる  
佐藤 光ちゃん 東幸町  
父・昌幸さん 母・景子さん

ゆずか  
柴田 柚花ちゃん 若葉町  
父・遼さん 母・泰葉さん

とら  
高橋 人楽ちゃん 若富町  
父・大樹さん 母・聖子さん

## いつまでも お幸せに

（上杉 勇二さん 豊坂  
武川 あいさん 北見市

※慶弔欄につきましては、本町に住所があって、町外で届け出をされた方で、掲載ご希望の方は、町民課戸籍年金係、または総務課広報IT推進係までご連絡ください。

4月11日から5月10日受付分まで

## ご寄付ありがとうございます

▷図書を  
高橋 啓子さん 末広町  
山崎 良次さん 札幌市  
(図書館)

▷香典返しにかえて  
久積 隆志さん 清住  
佐藤マサミさん 旭町  
岩崎 豊さん 北見市  
(社会福祉協議会)

## ごめい福をお祈りします

佐藤 信行さん 85歳 旭町  
久積 幸子さん 88歳 清住  
前田 清志さん 68歳 末広町  
岩崎ヨシ子さん 95歳 穂波  
関口 信子さん 94歳 大谷  
山岸 道子さん 95歳 栄町  
長内磨理男さん 65歳 東町  
仁義 茂明さん 71歳 旭町

※ふるさとおもいやり寄付につきましては、町のホームページにお名前を記載しています。

## わたしたちの国民年金

### 国民年金保険料の給付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除・猶予される制度があります。（申請日時点から2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます）

■免除制度 免除には「全額免除」と保険料の一部を納付する「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

■納付猶予制度 申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。10年間は後から納める（追納）ことができます。

免除・納付猶予期間については、受給資格期間には算入されますが、受け取る年金額は免除の区分と期間に応じて減額されます。

■免除・納付猶予対象者  
○本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基

保険料納付は便利な口座振替で

準以下の方

- 失業または事業を廃止した方
- 災害により損害を受けた方

※納付猶予は20歳以上50歳未満の方が対象となります。

■申請に必要なもの 年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、来られる方の本人確認ができるもの（免許証など）、印鑑、離職などの事実が確認できる公的機関の証明書（「雇用保険受給資格者証」など）

■できるだけ「追納」を 免除・猶予が承認されると、その分、将来受け取る年金額が少なくなります。免除期間の保険料は過去10年以内のものであれば後から納める（追納）ことができます。受け取る年金額を少しでも多くするために、できるだけ計画的に追納するように心掛けましょう。

■問合せ 北見年金事務所 (☎ 33-6007)  
町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)